

# 一問一答

2027

法学&実務



一問一答 2027 は、全問スマホアプリで  
解くことができます！！

ダウンロード方法は次からのページで⇒

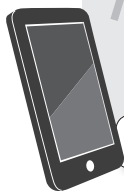
# 一問一答の使い方

## ● 本書のつくり

- ・昇任試験でよく問われる問題を厳選収録した一問一答形式の問題集です。

昇任試験頻出問題を  
厳選して出題して  
います。

法改正 & 新法	
<b>1 刑法①（令和 4 年 6 月 17 日公布：拘禁刑関係）</b>	
001 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 明治 40 年の刑法制定以来 115 年ぶりに 刑罰制度が見直され、拘禁刑が創設され た。	これに伴い、個別の犯罪類型の法定 刑である懲役刑・禁錮刑は全て「拘 禁刑」に置き換えられることとなっ た。 ○
002 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 令和 7 年 6 月 1 日以降、拘禁刑が創設 されたことにより、刑罰は、死刑、拘禁 刑、罰金、科料、没収の 5 種類となった。	「拘留」は独自の意義を有する（刑法 20 条等）ため残されており、刑罰 は全部で 6 種類である。 ×
<b>2 刑法②（令和 5 年 6 月 23 日公布：性犯罪関係）</b>	
003 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不同意わいせつ罪は、主体及び客体の性 別について制限はない。	主体及び客体のいずれについても、 男女を問わない。 ○
004 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪等 は、性的自由・性的自己決定権を保護法 益としており、これらの罪の本質は、性的 行為を行うかどうか及び誰を相手方として 行うかについての自由な意思決定が困難 な状態でなされた性的行為を処罰するこ とにある。	枝文の趣旨の下、本改正により、改 正前の刑法下でも本来なら処罰され べき行為が、より的確に処罰され ることが考えられる。 ○
005 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪 は、婚姻関係の有無にかかわらず成立す る。	配偶者間でも成立し得ることが、条 文として明確化された（刑法 176 条 1 項、177 条 1 項）。 ○



全問アプリで解くことができます！

# 一問一答 2027 全問配信！

昇試対策アプリ

## KEISATSU KORON PASSPORT の使い方

Step 1 アプリ [KEISATSU KORON PASSPORT] をダウンロードしましょう



Step 2 会員登録をしましょう

### 1.会員登録を選択

**会員登録**

※はじめて利用される方はこちら会員登録をお願いします。

ログイン画面下部の会員登録を選択

### 2.必要事項を入力

会員登録

メールアドレス

パスワード  
6桁～10桁の半角英数字で入力してください。

入力

確認用

### 3.メールを受信

会員情報登録後にメールが届きます。メールに記載のURLへアクセスすると会員登録が完了します。

Step 3 問題を追加しましょう

### 1.シリアルナンバーを入力

学習内容を選択

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

画面上の アイコンをタップして懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー(数字12桁)を入力してください。

### 2.問題を追加

シリアルナンバー入力後、問題の横にある をタップすると問題がダウンロードされます。

すべて 実践SA50問 一問一答 県版

2018年6月号

2018年5月号

問題をダウンロードしたら学習を開始しましょう！

## 法改正 & 新法

1 刑法①	008
2 刑法②	008
3 刑法③	011
4 刑訴法①	012
5 刑訴法②	013
6 刑訴法③	013
7 入管法①	014
8 入管法②	015
9 入管法③	015
10 麻向法等	016
11 道路交通法	016
12 道交法施行令	017
13 地域警察運営規則	018
14 鳥獣保護管理法	019
15 通信傍受法	020
16 警職法	020
17 風営法	021
18 金属盗対策法	022
19 ストーカー規制法・DV防止法	023

## 憲法

1 天皇	024
2 基本的人権の享有主体	024
3 プライバシー権（肖像権を含む）	024
4 法の下での平等（平等権）	025
5 思想及び良心の自由	025
6 信教の自由	025
7 表現の自由	026
8 人身の自由	026
9 経済的自由権	028
10 社会権の基本権	028
11 参政権	029
12 国民の義務	029
13 国会	030
14 内閣	031
15 裁判所	031
16 地方自治	032
17 憲法改正	032

## 行政法

1 警察の目的・責務	034
2 公安委員会	034
3 都道府県警察	035

4 都道府県警察相互間の関係等	035
5 緊急事態の布告	035
6 苦情の申出	036
7 職務質問	036
8 自動車検問	036
9 所持品検査	036
10 任意同行	037
11 凶器捜検	037
12 保護	038
13 避難等の措置	038
14 犯罪の予防・制止	039
15 立入り	039
16 武器の使用	039
17 行政処分	040
18 地方公務員の服務	040
19 懲戒・分限	040
20 国賠法	040

## 刑法

1 罪刑法定主義	042
2 刑法の場所的適用範囲	042
3 不作為犯	043
4 間接正犯	043
5 因果関係	043
6 正当防衛	044
7 緊急避難	045
8 その他の違法性阻却事由	045
9 責任能力	046
10 故意・過失	046
11 錯誤	047
12 未遂犯等	047
13 中止未遂	048
14 共同正犯	048
15 教唆犯・幫助犯	049
16 共犯の諸問題	050
17 罪数	051
18 殺人の罪	051
19 暴行罪・傷害罪	052
20 遺棄の罪	052
21 逮捕・監禁罪	052
22 脅迫罪	053
23 住居侵入の罪	053
24 業務妨害罪	054
25 名誉毀損罪	054
26 性的自由に対する罪	054

27	窃盗罪	055
28	強盗の罪	055
29	詐欺罪・恐喝罪	056
30	横領の罪	057
31	放火の罪	057
32	文書偽造の罪	058
33	公務執行妨害罪	058
34	逃走の罪	059
35	犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪等	060
36	賄賂の罪	060

## 刑事訴訟法

1	捜査の端緒	061
2	捜査の主体	062
3	被疑者・弁護人	062
4	任意捜査と強制捜査	063
5	通常逮捕	064
6	緊急逮捕	064
7	現行犯逮捕	065
8	逮捕後の手続	066
9	令状による捜索・差押え	066
10	令状によらない捜索・差押え	067
11	捜索・差押えの実施	068
12	捜索・差押え以外の物的証拠の 収集	069
13	その他の捜査	070
14	勾留	071
15	事件処理	072
16	証拠	072
17	被告人以外の者の供述証拠等	073
18	被告人の供述調書・自白	074
19	違法収集証拠	074

## 総務・警務

1	組織運営・管理	076
2	指導教養	078
3	非違事案の防止	078
4	犯罪被害者等支援	079
5	ハラスメント	080
6	懲戒・分限	081
7	福利厚生	081
8	捜査費	082
9	遺失物等の取扱い	082
10	拳銃の使用	083
11	留置・護送業務	084

12	被疑者取調べ監督制度	085
13	情報管理	085

## 生活安全

1	防犯活動	086
2	ストーカー行為等	086
3	配偶者からの暴力への対応	087
4	その他の人身安全関連事案	088
5	行方不明者発見活動	090
6	保護	091
7	少年警察活動	091
8	少年事件	092
9	触法調査・く犯調査	093
10	福祉犯	094
11	風俗環境	095
12	生活経済事犯	096
13	銃砲刀剣類等	096
14	その他の特別法令等	097
15	古物営業・質屋営業・警備業	097
16	特殊詐欺等	098
17	匿名・流動型犯罪グループ対策	099

## 地域

1	地域警察の概要	100
2	交番・駐在所連絡協議会	101
3	警ら等	102
4	巡回連絡	103
5	地域警察の警戒活動	103
6	通信指令等	105
7	受傷事故防止	106

## 刑事

1	犯罪捜査の基本	107
2	被害届、告訴、告発、自首	108
3	臨場、証拠保全	110
4	急訴事案等	111
5	取調べ	111
6	捜査活動の方法	113
7	捜索・押収	116
8	性犯罪・人身安全関連事案	117
9	被害者連絡実施要領	118
10	知能犯捜査・選挙違反捜査	118
11	匿名・流動型犯罪グループ	119
12	暴力団対策	119
13	特殊詐欺等対策	120

14	薬物銃器犯罪対策	122
15	マナー・ローンダリング対策	122
16	鑑識活動	123
17	検視等	123

## 交 通

1	交通安全教育	125
2	交通街頭活動中における受傷事故 防止	125
3	緊急自動車	126
4	特定小型原動機付自転車等	126
5	特定自動運行	127
6	安全運転管理者制度	128
7	交通指導取締り	128
8	交通反則通告制度	129
9	放置違反金制度	130
10	飲酒運転取締り	130
11	危険運転	132
12	交通事故事件捜査	132
13	交通規制	133
14	高齢運転者対策等	134
15	運転免許の行政処分等	135
16	マイナ免許証等	136

## 警 備

1	警備警察活動	137
2	日本共産党	137

3	大衆運動・労働運動	138
4	極左暴力集団	138
5	オウム真理教	139
6	右翼運動等	140
7	ローン・オフエンダー等対策	141
8	対日有害活動	142
9	経済安全保障対策等	143
10	不法滞在対策	143
11	国際テロ情勢と対策	144
12	警衛・警護	145
13	治安警備等	145
14	災害警備	146
15	小型無人機等対策	147

## サイバー

1	サイバー空間をめぐる脅威の 情勢等	149
2	警察におけるサイバー戦略	150
3	都道府県警察におけるサイバー人材 確保・育成方針	152
4	サイバー事案等とその特性	153
5	ランサムウェア、フィッシング等	154
6	サイバー攻撃	155
7	インターネット上の違法情報・ 有害情報対策	156
8	サイバー犯罪捜査	157

## 法令略称一覧

あ	AV 出演被害防止・救済法	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律	
か	金属盗対策法	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律	
	警職法	警察官職務執行法	
	刑訴規則	刑事訴訟規則	
	刑訴法	刑事訴訟法	
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範	
	高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
	小型無人機等飛行禁止法	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	
	国賠法	国家賠償法	
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律	
さ	災対法	災害対策基本法	
	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	
	自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	
	児童買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
	児福法	児童福祉法	
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法	
	情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律	
	性的姿態撮影等処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	
	た	チケット不正転売禁止法	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律
		地公法	地方公務員法
		鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
通信傍受法		犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	
DV 防止法		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
道交法		道路交通法	
動物愛護管理法		動物の愛護及び管理に関する法律	
取調べ監督規則		被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則	
な		入管法	出入国管理及び難民認定法
は		廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律	
	犯罪被害者支援法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	
	犯捜規	犯罪捜査規範	
	ピッキング防止法	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	
	暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	
ま	麻向法	麻薬及び向精神薬取締法	
や	行方不明者発見活動規則	行方不明者発見活動に関する規則	

## 法改正 & 新法

### 1 刑法① (令和4年6月17日公布：拘禁刑関係)

001 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	明治40年の刑法制定以来115年ぶりに刑罰制度が見直され、拘禁刑が創設された。	これに伴い、個別の犯罪類型の法定刑である懲役刑・禁錮刑は全て「拘禁刑」に置き換えられることとなった。	<input type="radio"/>
002 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	令和7年6月1日以降、拘禁刑が創設されたことにより、刑罰は、死刑、拘禁刑、罰金、科料、没収の5種類となった。	「拘留」は独自の意義を有する(刑法20条等)ため残されており、刑罰は全部で6種類である。	<input type="checkbox"/>

### 2 刑法② (令和5年6月23日公布：性犯罪関係)

003 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	不同意わいせつ罪は、主体及び客体の性別について制限はない。	主体及び客体のいずれについても、男女を問わない。	<input type="radio"/>
004 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪等は、性的自由・性的自己決定権を保護法益としており、これらの罪の本質は、性的行為を行うかどうか及び誰を相手方として行うかについての自由な意思決定が困難な状態でなされた性的行為を処罰することにある。	枝文の趣旨の下、本改正により、改正前の刑法下でも本来なら処罰されるべき行為が、よりの確に処罰されることが考えられる。	<input type="radio"/>
005 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪は、婚姻関係の有無にかかわらず成立する。	配偶者間でも成立し得ることが、条文として明確化された(刑法176条1項、177条1項)。	<input type="radio"/>
006 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	不意打ちで状況が把握できない状態の場合は、「同意しない意思を表明することが困難な状態」に当たる。	枝文の場合は、「同意しない意思を形成することが困難な状態」に当たる例である。	<input type="checkbox"/>
007 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	刑法176条及び177条の「暴行」、「脅迫」は、その程度を問わない。	「暴行」とは、身体に向けられた有形力の行使を、「脅迫」とは、他人を畏怖させるような害悪の告知をいい、その程度は問われない。	<input type="radio"/>

<p>008</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>一時的な心身の障害は、刑法 176 条 1 項 2 号の「心身の障害」には当たらない。</p>	<p>「当たらない」は誤り。「心身の障害」とは、身体障害、精神障害、知的障害、精神障害であるが、一時的なものも含まれる。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p>009</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いわゆる DV により被害者が恐怖心を抱いている状態で、わいせつな行為をした場合、不同意わいせつ罪が成立し得る。</p>	<p>DV も「虐待」(刑法 176 条 1 項 7 号) に該当する。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>010</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>真実は既婚者であるのに、未婚者であると偽り、そのように誤信をしていることに乗じて性交等をした場合、不同意性交等罪が成立する。</p>	<p>「成立する」は誤り。「行為をする者について人違い」をさせるとは、行為者の同一性について誤信があることを意味し、枝文のように属性に関して誤信しているにすぎない場合は該当しない。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p>011</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>甲男 (16 歳) が、A 女 (12 歳) とその同意を得て性交をした場合、不同意性交等罪の刑責を負う。</p>	<p>被害者が 13 歳未満の場合は、無条件で不同意性交等罪が成立する。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>012</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>甲男 (18 歳) が A 女 (15 歳) にわいせつな行為をすることを、乙男 (23 歳) が教唆した場合、乙男を不同意わいせつ罪の教唆犯として処罰することはできない。</p>	<p>教唆犯が成立するためには、正犯の実行行為を要するところ、甲男の行為が不同意わいせつ罪の構成要件(刑法 176 条 3 項) に該当しない以上、乙男に同罪の教唆犯は成立しない。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>013</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>刑法 177 条の「性交等」には、肛門に物を挿入する行為も該当し得る。</p>	<p>改正前は、問題文のような行為は「性交等」に含まれていなかったが、性交や肛門・口腔性交と同様のダメージを負うと考えられることから、本改正で「性交等」に含まれることとなった。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p>014</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>被害者をして加害者の肛門に陰茎以外の身体の一部を挿入させた場合、「性交等」に該当する。</p>	<p>「性交等」に含まれるのは被害者に対して「挿入する」行為であり、被害者をして挿入させる行為は該当しない。</p> <p style="text-align: right;">×</p>

法改正  
&  
新法

憲法

行政法

刑法

刑事  
訴訟法

総務  
・  
警務

生活  
安全

地域

刑事

交通

警備

サイバー

<p><b>015</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>16歳未満の者に対する面会要求等罪については、客体の年齢は16歳未満に限定されているが、主体の年齢は限定されていない。</p>	<p>「主体の年齢は限定されていない」は誤り。客体が13歳未満の者である場合には、その主体は限定されていないが、客体が13歳以上16歳未満の者である場合は、その主体は5歳以上年長の者に限定されている(刑法182条3項)。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>016</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>面会要求罪における面会を「要求」するとは、相手方に了知されることまでを必要とする。</p>	<p>保護法益たる性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態への危険は、相手方が了知した段階で生じると考えられるためである。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p><b>017</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>16歳未満の者があらかじめ持っていた性的画像を送信するように要求する行為は、映像送信要求罪の処罰対象となる。</p>	<p>要求対象は、16歳未満の者に性的な姿態をとらせることを要件としているため、枝文のような行為は処罰対象とならない。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>018</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>面会要求罪の行為の結果、面会罪における面会を実現した場合、両罪は牽連犯となる。</p>	<p>「牽連犯」は誤り。面会罪は、面会要求罪の面会要求行為の結果として面会行為に至った場合を加重処罰の対象とするものなので、両罪が成立する場合には、面会要求罪は面会罪に吸収される。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>019</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>映像送信罪に当たる行為が行われ、これに基づき被害者に性的姿態の映像を送信させた後、同映像を用いて被害者を脅迫して性交等をしようと思いつき数日後にこれを実行した場合、映像送信罪と不同意性交等罪は併合罪となる。</p>	<p>枝文では、刑法182条3項の罪の行為の後に、不同意性交等の計画を思いついた場合なので、両罪が手段・結果の関係にあるとはいえず、併合罪となる。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p><b>020</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>準強制わいせつ及び準強制性交等罪は、令和5年の法改正により、削除された。</p>	<p>不同意わいせつ及び不同意性交等罪に統合されたことに伴い、削除された。</p> <p style="text-align: right;">○</p>

### 3 刑法③ (令和7年5月23日公布：情報通信技術の進展に伴う改正)

<p>021</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>電磁的記録は、「文書」又は「図画」に当たるとはいえないため、新たな構成要件を設ける必要性があった。</p>	<p>電磁的記録（電子データ）は、可読性・可視性に欠け、文書偽造の罪の客体である「文書」又は「図画」（以下「文書等」という。）に該当しないし、モニターなどに表示されたとしても、永続性の要件を満たさず、文書等に当たらないため、新たな構成要件を設ける必要が生じていた。</p>
<p>022</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>電磁的記録文書等とは、文書等として表示されて行使されることとなる電子データのことである。</p>	<p>刑法 155 条 1 項 2 号括弧書。タブレット端末に表示された文書などが該当する。</p>
<p>023</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>作成権限を有する公務員が、その職務に関して、公務所が運営するウェブサイトに虚偽内容を記載した場合、虚偽公電磁的記録文書等作成等罪が成立する。</p>	<p>刑法 156 条。公務員が、文書等として表示されて行使されることとなる内容虚偽の電磁的記録を作成したといえる。</p>
<p>024</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>著名人の名義を無断で使用し、投資実績を紹介する内容の電子データを作成して、SNS に投稿して他人に見せる行為は、私電磁的記録文書等偽造・同行使罪に該当する。</p>	<p>名義人と作成者との人格の同一性を偽って、電磁的記録文書等を偽造して、行使しているといえる。</p>
<p>025</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>電子計算機による機械的処理の用に供するものとして、人の事務処理を誤らせる電磁的記録を作出する行為についても、新たに創設された電磁的記録文書等に関する偽造罪で処罰されると考えられる。</p>	<p>「電磁的記録文書等に関する偽造罪」ではなく、「刑法 161 条の 2 の罪」が正しい。両者の違いは、对人的に行使されるか、それ以外に対して行使されるかどうかにあると解される。</p>
<p>026</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>公務執行妨害罪の「暴行」「脅迫」に当たるとは言い難い行為を処罰すべく、新たに電子計算機損壊等公務執行妨害罪が設立された。</p>	<p>刑法 95 条の 2。例えば、強力な電磁波を用いてタブレット端末の動作を阻害する行為があった場合、刑法 95 条の「暴行」「脅迫」とはいえないことから、新たな構成要件の設立が必要となった。</p>

法改正  
&  
新法

憲法

行政法

刑法

刑事  
訴訟法

総務  
・  
警務

生活  
安全

地域

刑事

交通

警備

サイバー

<p><b>027</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>公務員の執行する職務に使用する電子計算機に対し、物理的損壊を加える行為をしてこれを損壊し、同行為が公務員に対する直接又は間接的な暴行にも当たる場合、公務執行妨害罪と電子計算機損壊等公務執行妨害罪が成立し、両者は併合罪となる。</p>	<p>「併合罪」は誤り。1個の行為が2個以上の罪名に触れるため、観念的競合となる。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
---	---	---

## 4 刑法① (令和5年5月17日公布)

<p><b>028</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その者の同意を得ることなしに職権で、監督者として選任することができることとされた。</p>	<p>「同意を得ることなしに」は誤り。選任の際には、監督者になる者の同意が必要である。被告人と共に出頭したり、被告人の生活状況等を報告したりする義務を負わせる監督者制度が新設された(刑法98条の4)。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>029</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が県外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があるときは、被告人に対し、位置測定端末(いわゆるGPS端末)をその身体に装着することを命じることができる。</p>	<p>「県外」ではなく、「国外」が正しい(改正刑法98条の12第1項)。この場合、所在禁止区域内に存在しない等の遵守事項に反すると、保釈の取消事由になるとともに、刑事罰の対象ともなる(98条の18第1項、98条の24第1項)。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>030</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>逮捕状に代わるものの被疑事実の要旨は、犯罪事実を特定し、他の犯罪事実との識別が可能な程度に具体的かつ明確に特定することが求められる。</p>	<p>被疑者に提示することが前提となっているところ、その趣旨は、被害者等の情報を保護しつつ、被疑者を逮捕するに当たり被疑者に理由なく逮捕されるものではないことを保障する点にある。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p><b>031</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>被害者以外の第三者であっても、個人特定事項が被疑者に知られることにより、名誉等が著しく害されるおそれがある場合等には、逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。</p>	<p>刑法201条の2第1項2号。ここで「第三者」とは、個人特定事項が被疑者に知られることにより、「その者の名誉、社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」又は「その者若しくはその親族の身体・財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させ、若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」がある者をいう。</p> <p style="text-align: right;">○</p>

032


現行犯逮捕では逮捕状が存在しないため、被害者等の個人特定事項の秘匿措置の規定がなく、被疑者に当該個人特定事項が知られないようにする配慮も必要ない。

「必要ない」は誤り。現行犯逮捕の場合でも、勾留請求以降の手續で被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられることが考えられるため、個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要旨を告げるなど、改正法の趣旨を踏まえて、被害者等の個人特定事項が知られないようにする必要がある。

×

## 5 刑訴法② (令和 5 年 6 月 23 日公布)

033


性犯罪の中でも、不同意性交等致死罪や不同意わいせつ等致死罪については、公訴時効期間の延長から除外されている。

刑訴法 250 条 3 項 1 号。被害者が死亡した場合は、性犯罪の公訴時効期間延長の根拠（被害申告が難しいこと等）が妥当しないためである。

○

034


15 歳の者に対してなされた監護者性交等罪については、公訴時効期間を撤廃することとなった。

「公訴時効期間を撤廃する」ではなく、「公訴時効は、犯罪行為が終わった時から被害者が 18 歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成する」が正しい。したがって、枝文では、公訴時効は 18 年となり、被害者が 33 歳になるまで公訴時効は完成しない（刑訴法 250 条 4 項）。

×

035


性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、証拠として採用されるためには、その供述が、供述者の年齢、心身の状態等の特性に応じ、供述者の不安・緊張を緩和すること等の供述者が十分な供述をするために必要な措置や誘導をできる限り避けること等の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特にとられていることを要する。

刑訴法 321 条の 3 第 1 項 2 号。いわゆる司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を公判廷での証拠とするために新設された規定である。

○

## 6 刑訴法③ (令和 7 年 5 月 23 日公布)

036


逮捕状につき、電磁的記録による発付が可能とされ、これをタブレット端末等に表示して提示し、執行することができるようになった。

改正刑訴法 199 条 3 項、201 条 1 項 2 号。事務の大幅な効率化が図られ、刑事手続の円滑化・迅速化に資することが期待される。

○

法改正  
&  
新法

憲法

行政法

刑法

刑事  
訴訟法総務  
・  
警務生活  
安全

地域

刑事

交通

警備

サイバー

<p><b>037</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>記録命令付差押えに加えて、被処分者に対し、電磁的記録の提供を命じる制度が新設された。</p>	<p>「記録命令付差押えに加えて」は誤り。同命令は廃止され、新たに電磁的記録提供命令が新設された（刑訴法 218 条 1 項前段、102 条の 2）。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>038</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>電磁的記録提供命令は、保管者に対し、電磁的記録を記録媒体に記録させて提出させる方法をとることができるところ、記録とは、複写元のデータが残らないようにデータを移すことである。</p>	<p>枝文は「移転」の説明である。「記録」とは、複写元にデータが残るコピーの方法によるものである。</p> <p style="text-align: right;">×</p>
<p><b>039</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合、必要があるときは、裁判所の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1 年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたことを漏らしてはならない旨を命じることができる。</p>	<p>刑訴法 218 条 3 項。いわゆる秘密保持命令であり、違反者は処罰対象となる（刑訴法 222 条の 2）。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p><b>040</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>被疑者の供述調書を、電磁的記録をもって作成する場合、その内容を表示したものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減を申し立てた場合は、その供述を調書に記録しなければならない。</p>	<p>改正刑訴法 198 条 4 項 2 号。かかる規定の整備により、電磁的記録をもって作成した調書を証拠として利用できるようになった。</p> <p style="text-align: right;">○</p>

## 7 入管法①（令和 5 年 6 月 16 日公布）

<p><b>041</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき者を確実に保護する制度として、令和 5 年 12 月 1 日より、補充的保護対象者が規定され、原則として定住者の在留資格が付与されることとなった。</p>	<p>入管法 2 条 3 号の 2、61 条の 2 の 2。難民条約上の理由以外の理由で迫害を受けるおそれがある者を補充的保護対象者に認定し保護することとしたものである。</p> <p style="text-align: right;">○</p>
<p><b>042</b></p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるという、いわゆる送還停止効について例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とする措置を講ずる改正が行われた。</p>	<p>入管法 61 条の 2 の 9 第 4 項。送還停止効は、難民申請中の者の法的地位の安定を図るためのものであるため、テロリストなどその法的地位を図る必要がない者については例外を認め、難民申請中であっても送還可能とした。</p> <p style="text-align: right;">○</p>

043


入管法上の監理人とは、退去強制事由該当者の逃亡等を防止するために必要な指導監督や援助を行う者であるが、監理人に選任される者は被監理人の親族に限られる。

監理人は、親族に限られず、適当と認められれば、知人や元雇用主、支援団体関係者等もなり得る。

×

## 8 入管法② (令和6年6月21日公布)

044


技能実習の在留資格が廃止され、育成就労の在留資格が創設された。

改正入管法2条の2。技能実習制度は、技能移転による国際貢献を目的としていたため、実習終了後は帰国が基本とされていたが、外国人の就労先としての制度設計を構築すべく育成就労制度を新設することとした。

○

045


故意に公租公課の支払いを怠った永住者につき、その在留資格を取り消すこととした。

改正入管法22条の4第1項8号。その他入管法上の義務を怠った者等、永住許可制度の趣旨に反する者についても取消事由該当者として追加されることとなった。

○

046


従来 of 在留カードに記載されていた事項は、引き続き、マイナンバーカードとしての機能を付加するための措置を講じた在留カードである特定在留カードにも全て記載される。

「全て」は誤り。在留カードに記載されている在留期間、許可の種類、在留カードの交付年月日等は、特定在留カードのICチップ内のみ記録されることとなった(入管法19条の4第1項、5項)。

×

## 9 入管法③ (令和7年5月23日公布)

047


在留カード等読取アプリケーションの一般配布等のデータの読み取り環境の整備により、在留カード電磁的記録を文書として表示して行使することが想定されるようになり、表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録を偽造する行為を処罰するための罰則が設けられた。

例えば、オンラインによるアカウント手続の際、本人確認のために、虚偽の在留カード電磁的記録を送信して相手方の端末の画面に表示させる行為が挙げられる。

○

048


単に、行使の目的で、偽造・変造された在留カード電磁的記録を保管していた者は処罰の対象とはならない。

「処罰の対象とはならない」は誤り。行使される危険性があること等から、保管していただけの者でも処罰対象となる(入管法73条の4第3項)。

×

法改正  
&  
新法

憲法

行政法

刑法

刑事  
訴訟法総務  
・  
警務生活  
安全

地域

刑事

交通

警備

サイバー